
平成28年第2回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成28年6月20日(月)

1. 議事日程第3号

平成28年6月20日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	松 下 善 法	2 番	大 野 元 秀
3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10番	河 野 博 文
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	秦 時 雄

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 帆 足 浩 一 議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総 務 課 長	穴 本 芳 雄	まちづくり 推 進 課 長	村 木 賢 二

総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	中 島 圭 史
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一	総 務 課 長 行 政 係 長	和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の持ち込みは禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日は、議会だより掲載のため写真撮影を許可しております。

本日の会議に、欠席の届け出が提出されておりますので報告いたします。

執行部につきましては、渡辺わらべの館館長兼久留島武彦記念館開設室長、病气療養のために欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（秦 時雄君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序により、これを許します。

本定例会の質問者は3名です。よって、本日20日の1日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、1番松下善法君。

○1番（松下善法君） おはようございます。1番松下善法です。

まずもって、4月の熊本・大分の地震により被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

私、議員になりまして1年がたちました。この1年、自分がやるべきことができているのかと自問自答の日々であります。

今回、一般質問の機会をいただきましたので、通告により一問一答形式にてお願いいたします。

先月の5月18日に熊本のほうにボランティア活動に行つてまいりました。約1カ月がたつておりましたが、復興のめどがついているとは言えない状況でした。

大分県では大きな地震は起きないであろうと勝手に思い込んでいたところがありますが、今回の地震を体験し、対岸の火事ではないということに気づかされました。

安心・安全なまちづくりのためには、従来の防災訓練も大切であります、町民への啓発活動を行うことが重要だと考えます。

そこで、この地震の記憶が新しい時期である今、喉元過ぎればではなく、地震への備えを確認する、会社、学校で防災教育を行う、また、家庭で防災についての話し合いを持つように啓発するなど、災害に対する備え、防災対策を高める取り組みを実施すべきだと思います。

そこで、町長の防災に対するお考えを伺います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

松下議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の熊本地震におきましては、町民のほとんどの方が、初めて経験された地震であったと思っております。また、町の災害対策本部設置におきましても、地震による設置は初めてでございました。そのとき、大分県、自衛隊、消防団、そして建設業界等あらゆる組織の方と連携し、今回は、迅速かつ円滑な対応ができたと思っております。今回の経験を生かしながら今後につなげていきたいと考えております。

これまで経験してきた豪雨災害や台風による災害に加え、地震による災害対策、防災対策が改めて重要であると再認識したところでございます。今回の地震で、別府湾万年山断層帯の活断層が改めて認識され、今後においては、南海トラフ巨大地震も予想されております。地震に対する防災対策について、町民の方々個人も強く感じられたことと思っております。

今回の地震では、体制面では対応できたと考えておりますが、これまでの地震に対する知識の普及、啓発については十分であったとは言えません。幸いにして今回玖珠町では、人的被害を含め甚大な被害はありませんでしたが、今後においては、危機管理体制には、予防と危機的状況に陥ったときの2つの対処の方法があると思っておりますけれども、今後におきまして、予防の観点から、豪雨災害、台風災害に加え、地震に対する備え、防災知識の普及、啓発活動、広報体制等を整備していかなければなら

ないと考えております。

そして、もし、危機的状況に陥った場合、今回熊本のほうも震度7クラスです。もうほとんど病院とか福祉施設とかが機能していない、そういう危機的状況に陥ったとき、機能不全に陥って、その危機的状況に陥ったとき、被害を最小限にするための防災意識の高揚とか、そして、迅速に対応できるような組織とか、あらゆる機関と連携をとりながら、今後取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法君。

○1番（松下善法君） ただいまの御説明の中で、今後も玖珠町もいろんな取り組みを考えているとのことですが、この間、ニュースのほうで東京防災というマニュアル、都民の方に配っているという話も聞いております。そして、販売もしているというふうに聞いております。その東京防災というマニュアルがあれば、いざというときはそれを見て動くことができる。

どうしても、そういう危機的状況になると、みんなパニックに陥ってしまいますので、玖珠町もそういう、町民の方が慌てたときに、これを見れば大丈夫というようなハンドブックというか、そういうのもつくっていただけるといいなと思います。

そして、先ほどのお話と、またちょっと離れるかもしれませんが、これは私のお願いであります、特に、やはり子供、学校であります。学校とは避難訓練は当然のように行っているようですが、放送機器が壊れていたり、防災無線や放送が校内の全ての部屋に聞こえないなどの事例もあるようでございます。有事の際に情報が伝わらないということは、あってはならないと思います。町の宝である子供たちが過ごす学校施設等の防災対策は、特に念入りをお願いしたいと思います。

次に、新聞報道等で御存じかと思いますが、熊本では、罹災証明書の発行、支援金等の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などがスムーズに行われず困っているとのこと。対応する役場の職員さんも被災者である上に、マンパワー不足に加え、日ごろのようにパソコン等も使えない状況であります。

災害発生時、何より人命救助が最優先で行われ、その次に必要なのは、被災者の皆様への支援であり、中でも生活再建に向けて、まずなくてはならないのが罹災証明書等であるとのこと。この発行には、住民基本台帳、家屋台帳、被災状況という3つのデータベースを照合して、確認する必要があるとのこと。これが独立して存在している場合は、災害時に照合・確認作業に手間取り、罹災証明書一つ出すのにも長時間かかってしまうとのこと。

あってはならないことですが、本町の災害発生時の早期再建に向けての書類等手続についての事前の対策ができているのか、あるのかについてお伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 災害時の申請書類等の手続についてですが、罹災証明についてお答えをさせていただきます。

罹災証明につきましては、災害対策基本法に基づき発行されるもので、災害より被災した住家につ

いて、その被害の程度を証明したものであり、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、災害発生時に被災者に交付されるものでございます。

罹災証明は、被災者の支援措置の適用の判断材料として活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で重要な役割を果たしております。地震による罹災証明の発行では、被災した住家に対する被害認定調査が、第1次調査、第2次調査の2段階で実施されております。第1次調査は外観の損傷状況を目視により把握するもので、第2次調査は内部立ち入り調査により、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度を把握するものです。これらを踏まえて住家の被害程度を判定いたします。こうしたことから、調査、判定、証明書発行までには時間を要することとなります。

今回の地震に伴い玖珠町においては、幸いにして被害も小さく、人的被害はなかったものの、住家被害が発生し、罹災証明の申請が現時点で8件出ております。事前の対策等はございましたが、今回の災害により県主催の罹災証明の事務説明会のほうに消防交通係の職員が出席したこと、また、申請件数が少なかったことで、対応については、消防交通係で対応いたしてまいりました。

住家の被害認定調査に当たっては、建設水道課職員の支援を受け実施をいたしてまいりました。また、世帯主の確認、住家の住所の確認等、住民課、税務課に確認しながら行ってまいりました。これまで、半壊1件、一部損壊7件の罹災証明を調査後数日で発行いたしております。今回は被害が小さく申請件数も少なかったことから、スムーズな対応ができたと思っておりますが、今後におきましては、大規模災害発生に備え、今回被害が大きかった九重町、由布市等の対応を参考にしながら、住民課、税務課等関係各課と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法君。

○1番（松下善法君） 昨夜も2時半過ぎぐらいですか、防災無線が機械的な声でどきっとしますけれども、ああいう、本当にいろんな、今、豪雨にしても暴風にしても、本当にたくさんの対応をされて、本当お忙しいかと思いますが、そういう大きな地震が来たときの対応というのは事前に考えていただいと本当にありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、6月現在も熊本のほうでは6,000人を超える方々が避難所や車で生活をされて、先の見えない毎日を過ごしておられるわけですが、静岡県浜松市は、4月20日、もう地震が起きてすぐに市営住宅を一時避難の住居として無償で提供すると素早い対応をされております。そのほか、地方自治体、ほかのところも名乗りを上げております。また、大分県竹田市では、南阿蘇支援ボランティア竹田ベースキャンプを開設し、人的援助の拠点として活動されています。

クリアしなければならないことが多いとは思いますが、本町として被災された方々に対し、有志を募って人的支援や住居提供の考えはないか伺います。

○議長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 玖珠町として、被災された方々に対し有志を募っての人的支援、住居提供ができないかとの御質問でございますが、議員おっしゃられますように台風等による風水害

や今回のような地震などの災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の一つとなっているというふうにお聞きしておりますし、認識もしております。

今回のような災害発生時においては、全国的に存在する社会福祉協議会組織の皆さんが、ふだんからボランティアや住民活動の推進や支援を実施していただいているところがございます。玖珠町においても玖珠町社会福祉協議会のホームページ等において、復興支援募金活動や災害時のボランティア活動における、実際に行かれる方に対するボランティア活動保険の情報提供や同保険の加入申請、保険料納付等の窓口を実施していただいているところがございます。

さらに、社会福祉協議会様といたしましては、現在計画的に職員を被災地に派遣されているとの情報もお聞きしています。

災害ボランティア活動につきましては、ボランティア本人の自発的な意思と責任により被災地での活動に参加、行動することが基本とお聞きしています。そして、被災地での活動は、やはり危険が伴うことや重労働となる場合があります。安全や健康についてボランティアが自分自身で管理することを理解した上での参加が基本であるとも言われております。

議員御質問の御趣旨は十分理解しているところがございますが、平素よりボランティア活動を実施、支援されている社会福祉協議会様の存在などがある中で、現時点において、玖珠町としての有志を募っての人的支援については、実施を考えておりません。

次に、被災者に対する住居の提供でございますが、現在、まちづくり推進課が管理しております施設として、旧森高等学校校長住宅を改修したお試し住宅がありますが、震災直後、必要であれば緊急的に利用するようにと町長より指示がありまして、環境防災課にはその旨連絡をとっていた次第ですが、実際に利用するには至りませんでした。

それから、住民の方でアパートを経営されている方から、「うちのアパートに今あきがあるから、震災等で困っておられる方があれば、短期間なら無料で御利用ください」との心温まるお申し入れをいただいた方もおられました。この場をおかりしまして御報告申し上げます。

議員より住宅を提供していただける有志を募ってはどうかとの御質問ですが、災害時における一時的な避難場所としての住居につきましては、やはり使用期間、使用料金、電気光熱費等の負担等において一律的な取り扱いができないところがありまして、現時点においては、玖珠町として災害避難者用の住宅提供の有志を募ることにつきましては、少し難しいと判断しております。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） 1 番松下善法君。

○1 番（松下善法君） 社協さんのほうでもいろんな努力をされていると、そして、本町の職員さんも交替で支援活動に行っているともお聞きしております。しかしながら、一般の町民の方でそういうことをしているというのは、なかなか情報が行っていないこともありますし、ボランティア活動を行いたいけれども、どうしたらよいかわからないという方もいらっしゃるというふうに聞いております。

町のバスがせっかく、玖珠町のあのいいバスがありますので、町のバスがあいているときは、町民の方々に有志を募って、月に一度でもよろしいので災害ボランティアに行くなど、社協さんとまた連携をして、ぜひとも今後そういう御検討をいただければと思います。

次に、町の施設や文化財に対する防災対策はできているのか伺います。

本町のシンボルである伐株山も落石や亀裂の被害を受けているわけですが、山頂の休憩舎、豊後森駅の機関庫ミュージアム、旧森の旧久留島記念館、情報発信基地など新しく建設された建物についての防災対策は十分なのでしょうか。

また、古い建物でいえば、県指定の有形文化財であります末廣神社本殿や栖鳳楼などの古い木造の建物に対する防災対策についてはどのようになっているのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 議員御質問の特定名称が出ました伐株山展望所につきましては、27年度、新築ではございますが規模が小さく、建築確認の際に関係部署、土木事務所等の関係法令等に基づいた基準をクリアしているとの報告を受けています。

また、豊後森機関庫ミュージアムと旧久留島記念館を利用した古民家改修施設についても、担当職員、いろいろ頑張ったようですが、こちらも改修に着手する前段で、大分県土木事務所等の関係機関に建築確認申請した段階で、改修設計内容等において耐震にかかわる点に関する指摘、指示事項等はなかったとの報告を受けております。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 私のほうからは、学校教育施設についてお答えをいたしたいと思います。

現在使用されております学校教育施設は、小学校8校、中学校6校、幼稚園3園の計17施設であります。このうち、建築基準法の改正により現行の耐震基準となった昭和56年より前に建築されたものにつきましては、棟ごとに耐震診断のほうを実施いたしまして、補強が必要と診断をされました6施設12棟については、耐震改修を平成26年度までに全て終了しております。

また、災害時の避難所に指定されております学校教育施設6カ所の中には、現在休校中のものが2カ所ございますが、いずれも昭和56年以降に建築をされておまして、建築基準法上の耐震基準を充たしておまして安全に使える施設であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館館長（瀧石裕一君） 私のほうからは、社会教育施設と文化財についてお答えいたします。

現在、避難所となっている社会教育施設はわらべの館とメルサンホールの2カ所となっています。わらべの館におきましては昭和58年度に、メルサンホールにおかれましては平成12年度に建設されたものでございます。いずれも建築基準法における新耐震基準はクリアされています。今回発生した震

度5弱の地震後、目視による確認の結果、大きなひびや外壁の崩壊等は確認されていない状況であります。

続きまして、文化財につきましては、町内には国、県及び町指定を合わせますと48件ございます。とりわけ栖鳳楼を初め、末廣神社境内には名勝の構成要素となる木造建造物が存在しており、防災対策として避雷針及び消火器を設置しているところでございます。

しかし、総合的な防災対策は講じられていないため、第60回文化財防火デーの取り組みとして平成26年1月30日に、玖珠消防署、地元消防団、末廣神社、玖珠町教育委員会で火災時の課題を確認したところでございます。

文化財の耐震対策としては、栖鳳楼では平成12から14年度の保存修理事業において、ブレースや木骨による補強工事を実施しているところでございます。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法君。

○1番（松下善法君） それぞれの課の方からお話をいただきましたけれども、先ほど学校等のハード面、そういうところの耐震のお話もいただきました。

昨今、やっぱり、耐震が、耐震がということで、そちらのほうが先行して、ちょっと先に話したような啓発活動とか、あと、情報をいかに早く正確に知らせるかとか、そういうソフト面がちょっとおろそかになっているように、私は個人的に思うわけでございますので、確かに一番は、建物が崩れないハード面は大切でございますが、そういうソフト面も両輪というふうに思いますので、ぜひともお考えを、いろいろいいお知恵を皆さんで出して、命を守る住みよいまちになるように進めていただければと思うわけでございます。

そして、機関庫や伐株山の休憩舎等、新しく建設された建物が火災になってもいいというわけではありませんが、特に今お話が出たように県指定の有形文化財であります末廣神社本殿、栖鳳楼など古い建物については、本当に歴史も長く、かえのきくものではありません。

仮に火災が発生した場合は、あそこは道がないわけです。消防車も近づけない場所であります。消火器等があるということでございますが、とても消火器等では追いつかないようなことでございますので、地元の方の中には、消防車が上れるような道があればなという心配の声も聞かれます。山火事の時もそうです。入るところもないし、水利、防火水槽等もございませんので、そういう面でも、本当に心配の声も聞かれているわけでございます。

文化財であり、角牟礼城跡は国指定史跡であり、景観の問題や地権者の問題もありますので、一筋縄ではいかない問題だとは思いますが、まちの大切な財産でございますので、何かしらの対策のほどをお願いしたいと思っております。

そして、次に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案、いわゆるヘイトスピーチ対策法案でございますが、今国会で法案成立しました。勉強足らずでありましたので、自分なりに調べてみました。調べていくうちに、大変重要な法案であると感じたところで

あります。

玖珠町としても、今後、観光に力を入れていく中で、海外からのお客様を受け入れるには、必然的なことだと考えます。また、一昔前とは違い、国際交流や国際結婚もふえてくるものと思われます。労働の面でも、日本国内で働く外国人労働者は、平成27年度時点で約80万人とも言われております。

そこで、ヘイトスピーチに対する町長の考えを伺います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） ヘイトスピーチにつきまして、多大な悪影響を及ぼし、かつお互いの憎しみをあおるということにつきまして、かつ個人とか人間の尊厳を侵す行為であるということで、もう本当に許されることではないと思っております。それが私の基本的な考えです。

そして、後ほど担当の人権同和の山本課長のほうから説明させていただきますけれども、昨年9月には町議会として、「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」を国に、議会のほうから出しております。それを含めて担当の課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（秦 時雄君） 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） ヘイトスピーチについては、昨年9月には町議会としてヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見を国に対して提出しており、何らかの法的規制の必要性を感じているところでございますが、先般の通常国会で本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が成立しました。この法律の目的につきましては、喫緊の課題であるとし、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定めて推進する内容になっています。いわゆる理念法になっております。

法律の趣旨を踏まえ、町としても昨年12月に改定しました玖珠町人権施策基本計画を着実に進めていくことを初め、さらなる人権教育・啓発の取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法君。

○1番（松下善法君） 人種や性別、政治的、宗教的、経済的にいかなる理由においても差別は許してはいけないと思いますし、対策が打たれること、啓蒙活動、学校教育の場でも議論されることも必要だと思います。

また、地方自治体にも当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする、努力義務ということではございますが、ほかの自治体に先駆けて、12月というお話もありましたが、ほかの自治体がしていないことを、インバウンドで海外からの旅行者が多いのは、やっぱり別府とか湯布院のほうが多いとは思いますが、県内でも先駆けてそういう条例等の制定などの検討があるのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 先ほど申し上げました本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ規制法は前文と第1章、第2章で構成され、7条から成る法律であります。この法律第4条から第7条の各条の2項の中に、

松下議員が言われます「当該地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるものとする」という条文があります。玖珠町としては、この法律の趣旨を十分に理解した上で、この法律にあります基本的施策の相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を改定した玖珠町人権施策基本計画をもとに、人権教育、人権啓発を進めてまいりたいと思います。

また、条例制定については、全国的には、ことしの1月に大阪市が条例を制定しているのみであります。大分県内では、いわゆる在特会のヘイトスピーチが行われたのが平成25年10月20日大分市内のトキハ前がありますが、その他の市町村では行われていないようであります。

今のところ県内では、県を含めてでありますけれども、条例の制定の動きがないようでありますので、国がヘイトスピーチ抑制のために、違法もしくは禁止の文言を明確に規定していただくよう国へ要望してまいりたいと考えております。条例制定については今後の検討課題としてまいりたいというふうに思います。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法君。

○1番（松下善法君） やはり先進国の割には、日本はいまだに閉鎖的であると感じるわけでありませう。一度そういうふうで法案は出ておりますけれども、なかなか浸透するまでには、本当に心の底からそういうことを考えていくには、まだ、ちょっと時間が足りていないのかなと思うところであります。

国内を見ましても、男女平等、子供のいじめ問題・虐待、職場でのパワハラ、高齢者、障害のある方、同和問題、インターネットによる人権侵害など数え切れないほどの差別等があることを、このヘイトスピーチ対策法が成立した今、童話の里玖珠町として再認識、再確認しなければと考えさせられるわけであります。

それでは、大きな設問の最後の質問に移らせていただきたいと思います。

内閣府男女共同参画局では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという目標を掲げており、地方自治体においても同様の取り組みが期待されております。また、女性活躍推進法案も昨年、衆議院・参議院本会議で決され、女性の登用目標の設定と行動計画の策定が義務づけられました。

そこで、本町における今後の取り組み方針を伺います。

○議長（秦 時雄君） 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 玖珠町は平成13年4月1日付で男女共同参画社会推進計画策定懇話会の要綱及び男女共同参画社会推進計画策定委員会を設置し、平成15年3月にくすまち男女共同参画プランを策定しました。この計画は、男女共同参画社会の実現のために国及び大分県の定める男女共同参画基本計画を勘案しながら策定する男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画です。

現在は、この計画に基づき平成23年4月にくすまち男女共同参画プラン（第2次計画）、さらに実施計画を策定し推進しております。男女共同参画を着実に一步一步進めていくために年度ごとの見直

しを実施しながら、各課の係長級の職員の代表によって構成されている人権同和問題啓発推進委員会
で計画及び評価を行い、各課で構成されています推進本部会議に報告をしております。

また、町内の各種団体の女性部等で構成されていますくす女性会議の意見交換会等の開催や男女共
同参画フォーラムの共同開催など、さらには、昨年の8月に制定されました女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律の目的を踏まえ、今後とも男女共同参画社会の実現のために取り組みを行っ
てまいります。

○議 長（秦 時雄君） 1 番松下善法君。

○1 番（松下善法君） 男女参画というと、どうしても、やっぱり女性になってしまうんですが、次
に私がお聞きしたいのは、産前・産後休暇です。育児休暇、介護休暇についてちょっとお伺いたし
たいと思います。

まず、産休や育児休暇、介護休暇をとることで職場から圧力を受けて仕方なく離職する事例が全国
各地であると聞きます。本町役場職員にはそのようなことはないと思いますが、一般企業ではないと
も言い切れません。安心して働くことができることを町が率先して見せていくことが必要だと考えま
す。

イクメンという言葉がありますが、男性が育児休暇をとりにくいのが現状かと思います。男性が周
りを気にせず育児休暇をとることができる、子育てに理解のあるまちになるように本町として男性を
対象とした施策はどのように展開しているのか、昨年の職員の産前・産後休暇、あと育児・介護休暇
等の取得数について教えていただきたいと思います。

○議 長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 私のほうから玖珠町におきます産休、育休、介護休暇について、若干御説
明させていただきたいと思います。

なお、昨年度のそれぞれの休暇の取得数につきましては、ただいま調べに行っておりますので、後
ほどお答えいたしたいと思います。

まず、産休、育休、介護休暇につきましては、職員の福利厚生のみからではなく、少子化に対
する改善策の一環としても脚光を浴びております。本町としましても、それぞれ制度を有しておりま
す。各制度の休暇取得につきましては、産休を除き、男女がいずれも同等に取得できる内容の制度と
なっております。育児休暇につきましては、結果として、男性職員の取得がないのが現状ございま
すが、いずれの制度につきましても、引き続き、男性女性を問わず、職員が取得しやすい環境を保っ
ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。数値につきましては後ほど答えさせていただきます。

○議 長（秦 時雄君） 1 番松下善法君。

○1 番（松下善法君） 正確な数は後ほどということではございますが、やはり今のお話の中にも出
てまいりましたけれども、育児休暇をとる男性職員というのは、本当に少ないかなと、また、とりに
くいというのが現状かなと思います。

昔の父親に比べ、現在の父親、男性は、家事、洗濯、育児を当たり前のようにされている方も少なくないと思います。さきに述べたように、育児休暇をとることについて抵抗がある方が大多数である一方、本当は、休みをとってでも子育てをしたいと思っている男性職員は多いと予想します。

介護休暇も、今後高齢化の波は押し寄せてきて、介護休暇というのは本当にふえてくることと思います。

先ほども述べさせていただきましたが、町が率先して一般企業よりも先に開かれた公平な職場を見せていくべきだと思います。そういう制度的な整備はできているとおっしゃるかもしれませんが、本当に実用的に皆さんが休みをとれるような、心のすき間がなくなるような町であってはならないと思いますので、ぜひとも今後とも検討をお願いしたいと思います。

そして、お聞きいたしますが、男女参画というところで御質問させていただきまして、町職員さんの男女比率と管理職以上の方の男女比率についてお伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 町職員の男女比率につきましては、出向職員などを含む本年4月1日現在で、合計192名中、男性134名、女性58名となっており、男女比は、男性69.8%、女性30.2%となっております。

また、管理職の男女比率でございますが、出向職員を含め、本年4月1日現在19名おりまして、その男女比率は、男性100%でございます。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法君。

○1番（松下善法君） 時代背景もありますので、一概には言えることではないと思いますが、今言われたように、職員さんの本町の男女比率というものは、192人のうち58名と、30.2%と、職員さんは国の施策、方針どおり30%を超えているということではございますが、管理職という話になってくると19分のゼロということではございます。職員さんの男女比率からすれば、管理職の方も同等の人数割合でもおかしくないと思うわけでございます。本当は、三、四人は管理職の方がこの場においてもおかしくないかなと思うわけでございます。

ちなみに、昨年の大分県の地方公務員の管理職以上の女性の割合が6.4%。県としてもちょっとおくられていると。比較しやすいところでいいますと、県内の町村が一番わかりやすいと思いますが、姫島村、日出町、九重町の管理職以上の女性の方のデータは、姫島村が21.4%、日出町が13.6%、九重町は13.3%となっております。あくまでこれも何か罰則があるというわけではございませんか、さきに述べさせていただいたように、男女参画という面でいえば、ちょっと数が、玖珠町は数字的に見てもちょっと不思議なまちなのかなと思うわけでございます。

能力的な部分で本当に頑張っていらっしゃる女性の方もいらっしゃいますし、なかなかいろいろ難しい面はあるでしょうが、実際に管理職の従事者における女性の割合というものの、本当に低く、日本全体といたしましても、ほかの先進国と比較しても女性の参画というものはおくられているのが現状だと思います。

本町も先ほどのデータどおり、19分のゼロということでございますので、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%に近づくよう今後も御検討のほどをお願いいたします。

そして、最後になりましたが、今、観光や建物にお金をかけて、経済的な部分を伸ばすことが全国でもてはやされていると思います。確かにそういうことは必要かと思いますが、町民の安心・安全、また、思いやりのある政策が今後また充実していきますようお願いながら、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（秦 時雄君） 1番松下善法議員の質問を終わります。

ただいま、1番の松下善法君の質問に対する答弁が残っておりますので、じゃ、麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 先ほど御答弁がありませんでした産休、育休などの取得者の実績でございます。平成27年度の数値でございますけれども、産休と育休は同じでございます、それぞれ6名が取得しております。

それから、育休の27年度中の取得日数、こちらにつきましては、合計で809日、1人当たりが134.8日という計算になります。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 次の質問者は、4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番松本真由美です。

6月梅雨入りし、アジサイも生き生きと色鮮やかに輝き、田畑も緑が濃くなったように思えます。昨夜から梅雨前線の停滞により大雨警報が出され、土砂災害警戒が発表されております。厳重な注意が必要ではないかと思っております。

2回目の質問になりますが、ルール等間違っているかもしれませんので、そのときは御指導のほどよろしくをお願いいたします。

通告により、議長のお許しをいただきまして、一問一答形式でお願いいたします。

さて、4月14日、16日発生いたしました熊本・大分地震から2カ月が過ぎましたが、いまだ6月16日現在6,241人の避難生活が続いております。余震の恐怖から避難所暮らしや車中泊を続けている人、土砂災害で地区を追われた人などさまざまな境遇の被害者がいます。いまだ終息の気配もなく、被災地の皆さんは毎日不安な生活が続いております。

6月18日現在、震度7から4が108回、震度1から3は1,651回、何と1,759回とのこと。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願い、もとの生活に戻れますようお祈りいたします。

6月10日付報道によりますと、政府の地震調査委員会は、熊本地震の今後の見通しについて、熊本阿蘇地方でマグニチュード6程度の余震が、大分中部地方においてはマグニチュード5程度の余震が発生する可能性は低下したと見ております。しかし、九州の過去の地震を踏まえ、今後1カ月程度は震度6弱以上の揺れに注意が必要としております。

40年前、九重町から後野上、飯田地方を襲った大分県中部地震により、レークサイドホテルや家屋

倒壊、玖珠郡内一体の墓柱の崩壊や塀の倒壊と記憶に新しいものです。

本町においても、前回全員協議会で報告いただきましたが、今回の地震では、山林の傾斜地崩落、道路への落石や土砂崩れなどが発生し、その対応には感謝をいたしております。

本町には、別府万年山断層帯が走っております。いつ何どき地震が発生してもおかしくありません。玖珠町防災計画に基づき、瞬時の行動が必要とされると思います。

そのようなことを踏まえまして、今回の熊本地震から学ぶ玖珠町の地震対策について質問いたします。

防災計画は、先ほどの質問がありましたので、重複になるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

4月14日、16日の地震で、玖珠町は最大震度5弱が観測されました。それに伴い、災害対策本部設置状況及び本町の震度計設置場所についてお伺ひいたします。

5月3日の新聞報道では、4月14日21時26分、日田・九重町は震度4、4月16日1時25分、別府・由布市は震度6弱、1時30分より3時3分まで余震6回以上発生、日田・九重町は震度3から4と測定されましたが、玖珠町は触れられておりませんでした。震度計設置場所などで観測地の違いがあるのでしょうか。各市町村の震度計は大分及び福岡気象台にオンラインで結ばれていると思いますが、設置場所はどのように決められているのでしょうか。また、屋内の場合、耐震構造の建物内に設置されている震度計、また反面、屋外の土地に直接設置されている震度計の場合、観測能力は同一の測定をするのでしょうか。

本町は、287平方キロメートルと広大行政面積です。何カ所に設置されているのでしょうか。

続いて、災害対策本部設置状況ですが、先日報告を受けましたが、玖珠町災害対策本部設置基準に従ってスムーズに業務が開始できたのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 今回の地震におきます災害対策本部の設置状況についてお答えをいたします。

4月16日午前1時25分、地震が発生をいたしました。玖珠町におきましては、震度5弱というこれまでに経験したことのない震度でございました。これを受けまして、午前2時20分、玖珠町災害対策本部を設置いたしました。この時点で既に避難者がおりましたので、町内5カ所、メルサンホール、玖珠自治会館、八幡中学校、北山田自治会館、わらべの館の避難所を開設いたしました。

午前6時、第2回の災害対策本部会議を開きまして、この時点での被害状況のほか、午前6時より、消防団全部による被害状況調査を行うこと、また、避難所の避難者が82世帯191名であることの報告をいたしました。

午前8時、第3回の災害対策本部会議を開き、被害状況の中で、集落等で管理している水道施設で飲料水の濁りによる給水要請が町内13カ所よりあり、これを受けまして9時2分に県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行いました。要請後直ちに玖珠駐屯地のほうで対応していただき給水活動を実

施していただきました。

午前10時、第4回の災害対策本部会議を開き、この時点で人的被害もなく甚大な被害も発生していない状況であること、また、避難者についても28世帯54人に減少したことから、災害対策本部1次体制から災害警戒本部体制に体制を変更いたしました。また、16日夕方から17日正午にかけ大雨の予報が出されたため、午後6時より、町内全12カ所の指定避難所の開設を決定いたしました。

明けて17日午前7時、災害警戒本部会議を開き、16日午後11時現在で避難者が255世帯562人、明けて17日午前6時現在で222世帯508名でしたが、自宅に引き揚げの方が多くなったとの報告がありまして、避難者がいなくなった時点で避難所を閉鎖することを確認いたしました。

同じく10時30分、災害警戒本部会議を開き、9時39分に避難者がゼロ人となったことで、災害警戒本部から災害対策連絡室の1次体制に体制を変更いたしました。また、自主避難に備え2カ所の避難所を夜間開設し、自主避難者がゼロ人となった28日、連絡室を解散いたしました。災害対策本部設置から連絡室の解散まで13日間24時間体制で対応を実施してまいりました。

また、震度計の設置場所ですが、本庁舎の1階、宿直室の一角に設置をしております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、設置場所等は決められているのでしょうか。気象庁などからここに設置しなさいというような。屋外と屋内の差があるとか、耐震構造の建物内に設置していた場合、震度計の震度の揺れ、そういうのが違うとか、そういった基準があるのでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 大分県内の震度計につきましては、気象庁が設置したものと大分県が設置したものがございまして、設置者が違うだけで、データのほうは気象庁のほうに一瞬にして集まるようになっております。

ちなみに、玖珠町の震度計につきましては、気象庁が設置しておりまして、大分気象台のほう及管理をいたしております。

ちょっと県内の気象庁、大分県の設置数については、現在ちょっと把握はいたしておりません。それから、施設内、施設外の震度計についても、はっきり施設外の震度計が何基、内が何基というのも現在把握はいたしておりません。

基準についても、震度計ですので、県内、全国基準については、同一の基準であろうと考えております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） それでは、次にいきます。

（2）地震に関する情報、避難所開設や福祉避難所など住民にはどのように伝達されたのでしょうか

か。また、備蓄物資は利用されたのかお伺いたします。

災害時における避難所は、広報などで周知しております災害時対策本部の設置や余震などに対する注意事項など、防災行政無線で情報伝達は行ったのでしょうか。

先ほど詳しく説明をいただきましたが、地震発生時にはなかったように私は記憶しております。避難所開設まで道の駅くすの駐車場に多くの方が自主避難したそうです。私も含め、多くの町民が不安な時間を過ごしたと思います。

また先日、認知症の方を介護している介護士さんの新聞記事を読みました。避難所に行きたいけれども行けない。あちこち歩き回ったり、言動や行動が他の人に迷惑をかけるのではないかなどの心配との理由です。その夫婦は、余震が続く中、車中泊を選びました。地震による混乱や避難所生活は、認知症の人にとっては大きなストレスがかかると思います。このような人たちのために福祉避難所を本町では指定しているのでしょうか。また、その利用があったのかお聞かせ願います。

また、備蓄物資は今回利用されたのかあわせてお伺いたします。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 地震に関する情報につきましては、J-ALERT、全国瞬時警報システムとありますが、このシステムによりまして、地震の発生に伴い、玖珠町に震度4以上の揺れが発生する場合、気象庁より本町の防災行政無線において緊急地震速報が自動で流れるシステムとなっておりますが、今回の熊本地震では、震源地が熊本地方と近距離であり、かつ震源の深さが12キロと浅かったため、対処に時間的余裕がない事態となり放送されませんでした。

また、今回の避難所開設については、開設時に防災行政無線で余震の注意喚起とあわせて、開設の放送をいたしております。具体的に申しますと、まず、地震が発生いたしまして、1時25分本震が発生したわけですが、2時11分に第1回目の防災行政無線で余震に注意をとという喚起放送をいたしております。2時20分に防災無線で第2回、同じく余震の注意喚起と避難所の開設の情報を追って連絡する旨の放送をいたしております。2時52分に防災無線、第3回ですが、避難所を3カ所、メルサンと玖珠、北山田を開設した旨の放送をいたしております。3時18分、同じく4回目になりますが、八幡自治会館とわらべの館の避難所を開設した放送をいたしております。4時10分、防災行政無線、5回目ですが、余震の注意喚起と開設した避難所について再度放送いたしております。それから避難所につきましては、16時、町内12カ所の指定避難所の開設を行う旨の防災無線で放送をいたしております。避難所の放送並びに余震の警戒情報については、以上で放送いたしております。

また、備蓄品の利用についてですが、今回、毛布や乾パン、水等、食料も必要に応じて避難者の方に配布をいたしております。

また、今回の避難所につきましては、保健師により避難所の巡回を行い、避難者の身体や心のケアにも対応いたしております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 福祉避難所の件で福祉保健課のほうから若干触れさせていただきたい
と思います。

地震後、午前4時に町内5カ所の避難所に自主避難された方々のケアということで、保健師並びに
担当職員1名、2名を5カ所の避難所に配置をいたしました。当日深夜まで、福祉保健課全職員が交
替しながら、避難者の相談、支援に当たったところです。その後、避難所は縮小されましたけれども、
避難者のケアということで、保健師が随時対応してきたところです。

この間に体調のすぐれない妊婦の方のケア、それから、発熱の症状があった乳児への対応、それか
ら、高齢者、あるいは障害者に寄り添いながら、避難された方々の不安解消に努めたところです。

この間に県の西部保健所の所長を初め、県の保健師の方も避難所のケアにおいていただきました。
この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

議員御質問の福祉避難所の住民への情報伝達でありますけれども、今回は福祉避難所を開設して
おりませんので、町民の皆様には情報は伝えておりません。

町の福祉避難所は、町と協定を結んでおる7つの施設でございます。直近の報告をいただきまして、
50人の受け入れということになっております。

実は、福祉避難所の開設や運営につきましては、平成25年8月に大分県と県社協が作成しましたマ
ニュアル書に基づいて運用するということになっております。具体的に申し上げますと、町指定の避
難所に避難された方の中で、心身の状況、介護の程度、あるいは家族の状況等を把握する中で、特別
な配慮が必要な方については、福祉避難所のほうで避難していただくというような対応になって
おります。

特別な配慮が必要ということではありますが、あらかじめ協定を結んだ施設と連絡をとりながら、そ
の施設自体に被害がないか、それから、受け入れ体制が整っているか、こういったことを確認した上
で福祉避難所の開設をお願いするものでございます。

今回、保健師や担当職員が町指定の避難所に自主避難された方々のケアに当たる中で、福祉避難所
に移っていただくほうがいだろうという方はいなかったということでもあります。

しかしながら、今回の震災を教訓に大規模な災害等があった場合については、福祉避難所が大切だ
ろうというふうに思っておりますので、いま一度関係施設と連携をとりながら体制を確認していき
たいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4 番（松本真由美君） 福祉避難所の件ですが、これ、ことしになって配ったと思いますが、これ
に載っておりましたので、こういうのをもうちょっとうまく活用していただきたいと思います。結構、
これをもらっても知らない人が多いんじゃないかと思っておりますので、ぜひいいことが載って
おりますので、担当の方は活用をまたしていただきたいと思います。

次に、関連で、大分・熊本地震を受け、別府市では、5月9日から13日まで亀川地区の障害者を対

象に約100人の方から避難について聞き取り調査を行ったそうです。その結果、避難をしなかったのは74%、うち避難ができなかったのは41%、全回答者の31%に上がったとのこと。地震直後から困ったことは、睡眠がとれない47%、知りたい情報が得られなかった、行政が作成した防災マップや福祉避難所のことを知らない人が46%でした。この結果を見ますと、やはり住民情報伝達と日ごろから災害に対する意識や学習が大切だと痛感します。

また現在、在宅医療が進められていますが、災害時に支援が必要な高齢者や障害者など災害時要援護者が本町には何人ぐらいいるのでしょうか。また、今後いろんな組織と連携して障害者の方々の避難援護体制づくりなどできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 災害時の要援護者の件でございます。

昨年度末、住民の方々、65歳以上の方々に避難する際に支援してほしいということで手挙げ方式がありましたけれども、3月末までに集約をしております。約800名の方々が自治委員さん、民生委員さんを通じて町のほうに名簿として登録をするという形になっております。この800名につきましては、随時家庭訪問等しながら、声かけもしながら、ふえてきているというふうに思っていますが、現在のところ、その800名ぐらいということでありまして。

今後の民生委員さんの日ごろの声かけ等の訪問の中で確認をしていっていただきたいと思ひますし、当然、この800名を超える人数がまだたくさんいらっしゃると思ひますが、こういった方々についても今後さらに声かけをして、ふえてくれば対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） では、次に、（3）避難所外被災者の支援対策はどうされたのか、また、何名ぐらいあったのか状況をお聞きします。

避難所外被災者とは、聞きなれない言葉ですが、今回の地震で大きな揺れ、長い期間の余震のため、家屋倒壊や崩壊のおそれがあり、家の中に入ることができなく、外での、いわゆる車中泊が大きな話題となっております。しかし、玖珠町は、防災計画の中に避難所外被災者の対応策がありましたので、安心しております。

本町においても、避難所を開設するまでに道の駅くすの駐車場に自主避難した人々が多くいました。誰でもが危険を感じ、着のみ着のまま家の外に飛び出したと思ひます。今回、家屋倒壊のおそれや土砂崩れ、落石など発生した地域で家の外などに避難し、車中泊などを行った報告はなかったのでしょうか。また今後、このようなケースの対策をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 指定避難所以外の被災者支援についてですが、避難者の把握が困難であることから対応は難しいと考えております。現在のところ指定避難所への避難を呼びかけ、被災者への支援を実施してまいりたいと考えております。

今回、16日当日は、指定避難所の駐車場に車中避難された方々もいたことは報告がございました。屋内での避難に不安を感じた方々だと思いますが、その後、車中避難での情報がこちらに入った方には、自主避難対応で避難所の開設をお知らせし、避難所への避難を促してきたところでございます。

何名車中避難があったかということでございますが、把握はいたしておりません。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 私の知り合いは、玖珠自治会館閉鎖後にも夜だけは駐車場に行って泊まったというような話をお聞きしまして、やっぱり家が不安ですということです。

では、次にいきます。

防災行政無線屋外拡声機を増設すべきです。現在、中学校区ごと及び役場庁舎の8基を設定しているとお聞きしております。今の屋外設置状況では聞こえない地域が多くあるようです。一番近い例を挙げますと、私の住んでいる山下地区でも、天気の良い日でも聞こえませんが、坂登地区でも同じです。

先日、基地対策委員長からの報告にもありましたが、過日、日出生地区基地対策地域懇談会の席上でも意見が出ました。北部地区はよいが、南部地区は全く屋外拡声機が聞こえない。この地域は、野外農作業が多いため設置してほしいとの意見も出ました。

今までの考えでは、雨降りや風雨の激しいときはどこでも聞こえないが、効果が薄いと聞いたことがあります。本当にそうでしょうか。

今回の地震では、夜間や深夜の地震発生でほとんどの家庭は、防災行政無線は、居間や台所に設置しているところが多いと思います。他の部屋や2階の部屋にいればほとんど聞こえませんが、停電となり懐中電灯を手探りで探し、着のみ着のまま外へ飛び出しました。暗黒の世界、余震が続き、大変不安で恐ろしい夜でした。今回ほど屋外拡声機での情報が欲しかったことはありません。

言葉では言います。町民の安全と安心を守るため緊急に増設すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 防災行政無線の屋外拡声機につきましては、議員おっしゃられていましたように、現在、中学校ごとの7カ所と役場、計8カ所を設置いたしております。

御指摘の増設につきましては、これまでも議会のほうで何回か御質問がありましたが、その際、町全域を網羅するにはさらに24基程度の設置が必要となり、1基当たり約500万円程度の費用がかかるため、約1億円を超える事業費となる。また、平成24年の九州北部豪雨の際、大雨による屋外スピーカーが聞こえなかったなど、水害時の活用に疑問が残るとして、当面、現状の対応で行う旨の回答をいたしております。

防災行政無線につきましては現在、アナログ方式からのシステムの更新を調査検討中でございます。屋外拡声機を増設が必要かどうかも含め、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 屋外拡声機の問題は、町内各地でも聞いております。必要な箇所は今、先ほどお話がありまして、1基幾らぐらいというのもお話を聞きました。この防災行政無線は、特定防衛施設周辺整備事業で整備したと聞いております。この事業で追加設備はできないのでしょうか。また、福岡防衛局に相談したことがあるのでしょうか。先ほど言われましたように、1億円以上かかる事業とのことで、何らかの補助事業を活用して取り組むべきと思います。そのような考えはありませんか。

また、この防災行政無線は、耐用年数も経過しているのではないのでしょうか。

また、梅雨入りを控えた日田市では、市内266カ所で流す防災行政無線の放送内容を電話で確認できる電話応答システムを新たに導入し、6月1日から運用を開始しているとのことです。今まで大雨のときなど放送内容が聞き取れないケースがあったり、また、防災メールは、取り扱い方法などわからない高齢者も多いと思われるため、住民に多種多様な情報手段を確保したいとのことです。

災害時には情報が一番重要です。本町においても取り組む必要があると思いますが、そのようなお考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 特定防衛施設周辺整備事業で整備をされたということですが、これにつきましては、操作卓——中央で制御する部分、これを、年度をちょっとはつきり確認いたしておりませんが、特防の事業で改修をいたしてあります。

防災行政無線そのもの、当初が何の事業で設置したかというのは、ちょっと今手元に資料がありませんのでお答えはできませんが、補助につきましては、今、アナログ方式のほうが、決定はしてありますが、使用できなくなることが予想されますので、今、先ほど言いましたように調査研究中という中に、補助事業についても同時に研究、調査をしているというような状況でございます。

それと、確かに、議員がおっしゃいますように、行政無線については、耐用年数のほうはもう今経過しております。そういう面も含めまして、新しいシステムについての方針を今調査研究中であるということ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 電話応答システムについての考えはございますでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 議員おっしゃられる日田のシステムについて、私、承知をいたしておりませんので、私自身、今ちょっとお答えはできないということでございます。

システムは、私は今承知していないので、日田のほうにまたシステムの内容についてお聞きしてみたいと思います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 日田のほうでお願いします。

次に入ります。山林斜面崩落地域で土石流の発生が予想されますが、現在、住民への対応はどのようにされているのか。また、今後の安全対策についてお伺いいたします。

今回、地震で私が把握している箇所は、伐株山西斜面（小田方面）、それと東斜面（谷口、唐杉方面）、大岩扇西斜面（八幡、久恵東）、八幡山下蛇上、（志津里、原口）と下河内地区の北斜面の5カ所ですが、まだあるかもしれません。この箇所は、災害ハザードマップに記載されているのでしょうか。

現在、梅雨に入り、先ほども言いましたように、大雨警報も出ております。この地域の住民対策はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） 山腹崩壊等の関係でありますので、私のほうから少し御説明をさせていただきます。

まず、伐株山の山頂の亀裂及び小田側、谷口側の巨石の崩落等については、もう皆さん御存じのとおりであります。町としても二次災害が懸念されましたので、これにつきましては、4月21日に地盤調査のコンサルタント会社に調査を依頼し、その報告を受け、議会での全員説明をさせていただき、また、4月27日から5月12日、各地区の自治委員会等でも御説明をさせていただきました。特に、5月17日に追加の報告がありましたので、谷口及び森の小野自治区につきましては、少し下部に人家等がありますので、その両自治区とは説明会の開催をさせていただきたいということで、自治委員さんと協議をさせていただき、自治委員さんから両自治区とも例会等があるので、その中で説明するということで、私どものほうで写真つきの資料を提供させていただき、自治委員さんにお願ひし、説明会の開催をしていただいたところであります。

それと、ほかに災害の箇所ですが、今、議員さん言われましたように、ほかに数カ所、崩落の現場がございました。ここの下河内の金吉地区については林道での崩落、また、宇戸の林道にも崩落があり、これについてはもう現在復旧をしております。

それと、太田の志津里原の背後の山が崩落しているという連絡を環境防災課からはいただきましたので、これにつきましては、農林課のほうで現地の確認、状況等を確認し、写真撮影等をしているところであります。

これからの住民対策ということでありますが、こういう崩落につきましては、治山等の予防の事業というのがございますが、これにつきましては、その下部あるいは下流域に人家や一定規模の施設等があり、それがその採択要件としてございます。

玖珠町の場合は、大まかな地質が崩壊土砂流出現場に多い堆積岩地帯ではなく、火山岩地帯であるため、この山腹崩壊、落石等の災害については過去にも発生をしておりますが、崩壊土砂流出等によります大きな災害についてはリスクがとて低くという報告を受けておりますので、そういう

ふうな説明をさせていただいているところであります。

ただ、常日ごろから、防災意識の高揚を図り、発生する災害等の予防はもちろんですが、減災対策を周知していくことがとても必要だというふうに考えております。

そういう意味も込めまして、農林業振興課では、まず、ため池の災害等の発生時に迅速かつ的確な避難のための防災意識の醸成をするというので、町内に15のため池がございますが、これについて地元の自治区等の意見を反映させたワークショップ等を開催し、このハザードマップをつくり、避難経路等について住民の皆様方と協議をしまして、現在、そのハザードマップ等につきましては、関係する自治区の集会施設等に掲示をさせていただき、常日ごろからごらんいただくようなことをしております。

また、今議会の28年度補正予算に計上させていただいております農村地域防災・減災事業で、広域農道の八垣橋、伐株農免の夕露川橋、それと農道合町線の送迎橋の橋梁3カ所とトンネル、これは宝山トンネルでございますが、震災による被害や二次災害の発生等を調査する事業で1,100万円の補正をさせていただいております。これは、もう国の100%補助対象で行うものであります。

また、出水期における防災対策の徹底ということで、このため池等の一斉点検をまたするようしております。既存の治山事業の施設は、大分県を中心に調査を行いますが、283カ所ある町内の山地災害危険地区は箇所数が多いため、必要に応じた情報収集後に県に報告するというようにしております。

有事の際や安全確保のため、西部振興局管内では連絡、情報収集体制の再度の確認を図りながら初動体制に不備が生じないようにということで、情報の共有を行うようなことを関係機関と連携をしております。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 災害がないことを願っております。

では、次に、一般建築物の耐震診断や改修の推進及び補助制度などについてお伺いします。

国は、1995年の阪神大震災を受け、耐震改修費の補助制度を設けました。この大震災以降、建物耐震診断とか、耐震補強工事などよく聞くようになりました。本町においても小中学校を初め、公共建物は耐震補強工事を順次整備されてきました。

しかし、一般住宅は、昭和58年の建築基準法改正以降、その耐震に対する事項が厳しくなったことは知っております。昭和56年6月新耐震基準導入以前に建てられた住宅は、今回のような地震に見舞われますと、大変な課題だと思っております。

県下では、全市町村が本制度を利用していると思います。本町における一般建物に係る耐震診断実施件数及び耐震改修補助を利用された件数がわかればお願いします。また、制度の推進状況をお伺いします。

今まで広報紙で建物耐震診断の呼びかけの記事を見たような気がしますが、記憶がおぼろげです。

診断料が高いのと行政補助が少なかったようにそのとき感じました。町補助金の増額を図り、診断率を上げる考えはないでしょうか。

また先日、新聞記事で、日田市では、耐震関係の補助制度や安全性を評価する耐震診断の相談が急増しているとのこと。本町においても相談などがありましたでしょうか。また、今後どのように町民に周知、啓発していかれるかお伺いいたします。

○議長（秦 時雄君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 一般建築物の耐震診断や改修の推進及び補助制度ということでございます。

松本議員が今言われたように、建物の崩壊等による大きな地震が阪神・淡路大震災で約6,400名の犠牲者のうち約9割が住宅建築物の倒壊等によるもので、とりわけ旧耐震基準で建てられた建物の倒壊が顕著でした。

また、4月に起きました熊本地震においては、観測史上初めて震度7の地震が短期間に連続して発生し、いわゆる前震では倒壊しなかった建物が後に来た本震によって倒壊し、人命が奪われる事態となりました。本町におきましても大地震時に犠牲者を出さない取り組みを行わなければならないと痛感したところでございます。

御質問の一般建築物の耐震診断及び改修の推進についてですが、町としましては大地震時に倒壊するおそれのある旧耐震基準で建てられた建築物のうち、一番戸数が多い木造の一戸建て住宅の耐震化を最優先課題としまして、平成18年に玖珠町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱を告示し、その後改正も行い事業に現在取り組んでいる状況でございます。

この制度につきましては、耐震診断または耐震改修工事を行った木造一戸建て住宅所有者に対して補助金を交付するものです。耐震診断支援事業につきましては、昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅の耐震診断に要する経費の3分の2以内、上限3万円の補助を行っております。

また、耐震改修工事支援事業につきましては、耐震診断の結果、必要な耐震性能を満たしていなかった場合に、現行の建築基準法を満たす耐震性能を確保するための工事費等に要する経費の3分の2以内、上限80万円の補助を行っております。

毎年町民の方へ広報等を通じまして制度案内を行っておりますが、平成27年度末時点での制度の利用者は、診断が6件、改修1件と少ない状況でございます。

本年度につきましては、5月の自治委員文書を通じまして、緊急に自治区内に回覧し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助金制度のアナウンスをしたところでございます。

5月末時点で既に5件の耐震診断の申請がありました。熊本地震では、本町でも震度5弱の地震が発生し、住民が住宅の耐震性能に対して不安を感じていることから、今後も木造一戸建て住宅の診断件数が増加することが見込まれます。

住民の生命、身体及び財産を保護するためにも県に補助件数の追加要求を行い、関係団体等と連携し、啓発活動を含めまして木造一戸建て住宅の耐震化を推進していきたいと考えております。

○議 長（秦 時雄君） 4 番松本真由美君。

○4 番（松本真由美君） では、続いて、2 点目に入ります。

健康診査の内容充実及びがん検診受診率向上対策についてお伺いいたします。

総合健診による疾病の発見や治療開始時の状況をお伺いします。

町民の健康づくりのため、療養給付軽減の観点から健康診査の拡大、拡充に向けての特定健康診査や胃がん、大腸がん、乳がん等のがん検診が実施されています。

平成20年度から、75歳以上の方の医療については後期高齢者医療制度や、保健事業については、健康増進法にかわり新たに40歳以上を対象とした、いわゆるメタボリック症候群に対応するための診査や特定保健指導を実施する制度に変わったと思います。このメタボリック症候群対策の健診は、脳卒中や心筋梗塞を減らし、医療費の削減を狙ったものと思います。また、節目健診などを織り交ぜての健診であり、大変有意義なことと思っております。この総合健診により疾病の発見や、その発見により治療開始した人など、その状況をお聞かせ願います。

次の2番、3番も続けたいと思います。

がん検診の受診勧奨や周知の方法をお伺いします。

以前は、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん等の検診を盛んに受診していたと思います。しかし、がん検診の場合、がんが見つかったとき、個人的にも家族も大きなショックを受けます。私の義理の姉も乳がんで亡くし、予想もしていなかったこと、本人は、他の病で病院にかかっているので検診は受けておりませんでした。また、ある友人も腰痛を訴えていましたが、検診は受診せず、膵臓がんで手おくれで亡くなりました。やはり受診して異常がなければいいのですが、もし悪い結果が出た場合のことを考えて、がん検診が遠のくのではないかと私なりに判断しております。

どうしても特定健診の受診率よりがん検診受診率のほうが低いと思いますが、町民に向けてのがん検診の受診勧奨や周知をお伺いします。

それにあわせて、3番、受診率の実態と今後のさらなる受診率向上を目指す目標値を設定したらどうかお伺いします。

国保対象者の過去5年間の特定健診やがん検診の受診者数及び受診率、目標値をお聞きします。

また、受診率の実態ということで、町内の職域団体、例えばJAなどとの連携ではどのような事業をされているのでしょうか。また、今後受診率を向上させるため、28年度目標数値をお伺いいたします。

○議 長（秦 時雄君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 福祉保健課からお答えします。

特定健診の疾病の発見、それから、治療開始の状況であります。

議員御説明がありましたとおり、40歳から74歳の、いわゆるメタボ健診、特定健診でございますが、血圧や脂質、糖、肝機能など11項目にわたる検査で精密検査が必要という方々に、専門の医療機関に御案内を申し上げ、受診を勧めております。

26年度の実績で申し上げますと、全体の受診者が1,493人でありました。そのうち精密検査が必要とされる方が520名、全体の34.8%であります。精密検査が必要という方の中で、実際に専門機関に行きまして、異常なしという方は86人、17%、要経過観察が227人で44%、2つ合わせますと約6割の方になります。このほかに、既に治療中の方が36人、7%、議員の御質問の新規に治療を開始された方、79人の15%ということになります。既に治療中の方、あるいは新規に治療開始された方、合わせますと22%になろうかと思えます。

しかしながら、18%の残りの92人の方については、医療機関に受診を勧めています、なかなか受診していただけないというようなことで、この中に早期に治療を開始してほしい人が含まれているとすれば、生活習慣病の悪化、あるいは心疾患や脳血管疾患、悪性新生物、いわゆるがんの発症のリスクが高くなるのではないかとこのように心配をしているところです。

それから、がん検診の関係でございます。

こちら26年度の結果でございますけれども、胃がん、大腸がん、乳がん、肺がんの順に精密検査が必要という方々、合わせて488人の方々に専門医療機関に受診を勧めております。専門の医療機関に受診された方で、炎症とか潰瘍とかポリープであったという例が多くて、がんを発見したという方については10名でございます。全体の精密検査が必要な方の割合から見ると2%というふうになっております。少なくとも早期発見、早期治療で大事に至らなかったということになれば幸いですし、私どもも未受診者に対する早期の専門機関への受診を勧めていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） ぜひとも未受診者をなくし、医療費の削減に、高額医療の削減等に努力していただきたいと思えます。

○議長（秦 時雄君） 松本議員、3番の数値の設定について答弁です。

衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 国保の特定健診の担当課としてお答えをいたしたいと思えます。

玖珠町の国民健康保険では、平成20年、先ほどありますが、特定健康審査等実施計画に基づきまして、健診を実施しております。

目標値と受診率についてであります。現在、第二期計画で、平成29年までの中間年として27年度の目標値が50%、これに対して実績は42%となっております。40歳から74歳対象者3,350人に対し受診者が1,419名であります。残念ながら、受診率が平成24年度の44%を最高に40%前後を推移しております。これに対して医療費のほうは増加の一途をたどるということで、分析の結果、約3割は生活習慣病が原因となる疾病が占めているという状況であります。生活習慣病の多くは、先ほどもありましたとおり、受診することによって早期発見が可能であり、予病や早期治療につながり、医療費の削減を見込むということでもあります。

特定健診受診者等未受診者の医療費の傾向であります。1人当たりの医療費を比較した場合、月約6,500円未受診者のほうが高いというふうな状況になっております。

国保の健全な運営のために、一人一人の健康意識の向上と特定健診実施率の向上を目指した対策が必要だというふうに考えております。

目標の達成に向けて、未受診者に対策、第二期計画に当たりのアンケートをもとに広報等さまざまな啓発、各関係団体を初めとする周知、受診勧奨を行ってまいりました。計画の最終年が60%、28年については55%であります。今後も多くの対象者に対して啓発や受診勧奨が必要であると考えております。

国保の保健事業として、未受診者に対する通知等による勧奨を現在行ってまいりましたが、本年度より、特定健診受診の必要性をより理解していただけるよう、対象者を絞って電話や訪問による勧奨を行う予定であります。

1点、JAとの部分であります。これについては、被用者保険との連携という部分であります。現在のところそういったことはいたしておりません。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。残り時間4分を切りました。

○4番（松本真由美君） 時間がちょっと足りませんので、次に進みます。

中学校統合に伴う生徒の就学支援対策についてです。

生徒の制服、帽子、靴、かばん、体操着及び部活動用品等の援助ができないかお伺いします。

新中学校開校に向けて、超スピードで準備をしていると思います。今回の地震では、予定新設校についても何の報告もありませんでしたので、異常はなかったと安堵しております。

本町始まって以来、中学校7校統合など誰も予想しなかったと思います。しかし、現実となった今、入学してくる新入生や転校する在校生の生徒に対し、万全の用意をして迎えて出発してほしいものです。

ここ三、四年の間に衣服や学用品など値上がりしております。保護者には多くの負担が予想されます。少しでも支援してあげたいものです。生徒の入学準備金として制服が3万から4万、かばん、体操着など含めると10万程度になるとのことです。保護者負担の軽減のため援助はできないかお伺いします。

就学援助制度として、要保護・準要保護世帯就学援助制度は承知しております。少差で補助基準に入らず、この制度に該当しなかった世帯、また、生活は苦しいけれども何とか頑張る世帯など、いろいろあると思います。この制度は、国から町に移管して、町単独で交付税の対象と聞いております。生徒は全員玖珠町の子供です。中学校統合は行政の政策的事項で、先ほど申し上げましたように、保護者負担は年々大きいものです。現物支給の方法などでもよいと思いますが、このような考えはありませんか、お伺いします。

また、関連になりますけれども、開校に向けて中1ギャップの対応をお伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。簡潔にお願いします。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

平成31年4月に新設中学校くす星翔中学校が開校するに当たって、制服などの購入に対して新たな支援を行えないかという御質問だと思います。

現時点では特別な支援を行うことは考えておりません。従来、中学校への入学時に制服や体操服などをそれぞれ進学先の中学校の指定のものを購入することになっておりますが、新中学校の開校が平成31年4月と決定しておりますので、統合時に新中学校の2、3年生となる現在の小学校5、6年生は、入学する中学校のものではなくて、くす星翔中学校指定の制服等を購入することになります。つまり新中学校への統合時に新たに買い直さなくてもよいと、保護者に二重の負担をかけない方向で進めておるところであります。

また、新中学校の制服や体操服以外のかばんや靴などについても、今後協議して決定する部分がございますが、同様に買い直さなくてよい方向で進めたいというふうに考えておりますので、通常の学年と比べて新中学校に行く学年の保護者の負担が多くなるということは基本的にはないというふうに考えております。

とはいえ、統合時の3学年は、制服等のお下がりございませんので、全員に均等に負担がかかるというふうに考えております。

先ほど御案内ありましたとおり、その分につきましては、生活保護世帯やそれに準ずる生活困窮世帯についての制度的な部分で対応させていただきたい。その中に学用品費等を支給する制度がございますので、その範囲内で対応させていただきたいということで、何とぞ御理解をいただきたいというふうに考えております。

また、新中学校に統合する場合の中1ギャップについて、対策はどうかということでございますが、今回の中学校統合につきましては、段階的な統合ではなく、平成31年4月に1年生から3年生まで一度に統合する形になりますので、中学1年のみならず、全学年で新中学校での新しい環境の変化に対する配慮が必要であるというふうに考えております。

この友達関係も含めた環境の変化に対しましては、統合前に十分な交流を持つことで、そのギャップを緩和してまいりたいというふうに考えております。具体的には、小学校6年生のときに行きます修学旅行を合同で行ったり、さまざまな行事や学習などを合同で行い、交流を図ることになるかというふうに考えております。

現在、新中学校開校推進協議会の教育活動部会のほうで取り急ぎ協議をしているところでございまして、本年度中には、そういった交流事業の計画をまとめたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美君。

○4番（松本真由美君） 3年間ありますので、ぜひともお願いします。いい方向にお願いします。

これもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 時雄君） 4番松本真由美議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時54分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（秦 時雄君） 再開に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の持ち込みは禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 6番中川英則です。最後の一般質問でありますので、もう少しおつき合いのほどをよろしくお願い申し上げます。

熊本・大分地震のことやこれからの災害対策につきましては、1番議員、4番議員の質問に対して執行部が詳しく答えられておりましたので、感謝を申し上げたいと思います。これからも台風シーズンがやってまいります。万全の対策をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今回、一般質問するに対して町長がよく使われていますコンプライアンスについて再度調べてみました。辞書には、日本では法令遵守として使われる、さらにかみ砕くと、企業が法律や理念に基づいた企業倫理を遵守することという意味で多く使われると書かれております。私は、コンプライアンスという言葉が日常の中で軽く考えておりましたが、よく言葉の意味を考えると重みと深さを再度認識したところであります。

今回の一般質問は、町民の方の電話や投書、役場OBからの疑問、また私自身の疑問点を投げかけたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つは、経常収支比率についてであります。財政に詳しい総務課長にお聞きしたいというふうに思っています。

経常収支比率については、一般財源収入と一般財源を充当した支出をそれぞれ経常的なものと臨時的なものに区分し、経常的なものとされた収入に対する支出の割合を算出するものと説明書きはされております。比率の計算式としましては、経常一般財源と収入分の経常経費充当一般財源掛け100%。ただし、平成13年以降、経常一般財源等の収入に減税補填債及び臨時財政対策債を加えているということでおおむねよろしいでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） ただいまの御質問に関しては、そのとおりでございます。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 総務課長、この内容を見ると、経常収支比率の計算式に防衛予算の収入が入るのかをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） お聞きになられた分は、特定防衛施設周辺整備調整交付金、それから民生安定事業の補助金のことであるかと思えますけれども、いずれも経常収支比率の算定には入りません。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） なぜこのような説明を聞くかといいますと、町長が議会や自治委員会の中で経常収支比率の説明をするのに、平成25年度は88.1%の経常収支比率に対して平成26年度は93.6%になりました。しかし、防衛予算の収入を入れれば87%台です。玖珠町の財政状況は健全ですと思わせる説明をされます。総務課長が言われましたように、防衛予算を経常的な収入として捉えることはできないのに、どうしてそのような説明をするか町長にお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） まず、経常収支比率の考察についてお話しさせていただきたいと思えます。

国が1,000兆円の、GDPの約2倍借金があります。国債だけで913兆円発行されている。そのような中で、今先ほど中川議員がおっしゃられた臨時財政対策債、過疎債、辺地債などが、いわゆる国からの借金、この借金が収入として計上されて、そしてその借金のうち臨時財政対策債100%、過疎債、辺地債は70%から80%、交付税として交付されて、経常収入として計上される自治体の会計支出、これは民間でも理解できないですね。

もうとうに借金が、戻さなくていいからこれが収入になると、民間ではもう潰れるようなシステムを国は提示している。ただその中において、自治体においては会計法上のルールがありますから、財政の弾力化を図るために経常収支比率を無視することはできない。そういう中において、先ほど経常収支比率の考え方、要するに経常収支比率を意識して人材を確保しなかったり、住民サービスを低下するというのは、これは本末転倒だというふうに思っています。

その中において、先ほど自衛隊の交付税、結局これは、これは自衛隊の交付金が経常収入には入りません。入りませんが、もしそれを経常収支比率と考える場合、どのくらい投資的な事業をできるかということ、その中において玖珠町はほかの町村にない日出生台演習場、それと駐屯地やら、そういう防衛施設があるから、ほかの市町村にはない収入があると。これは、経常収支比率には算定できません。でも、本当に民間的な感覚にすれば、どのくらい事業ができるかということで考えれば、行政のいわゆる法則にはのっていませんけれども、一般でどのくらい事業をできるかと。

ただ、こういうふうにしていただきたいのは、学校の物件費で学校の支援員とか、また平成22年は82%ぐらいの経常収支比率だったんです、平成22年。それが93%、26年になっておりますけれども、

その中において学校の支援員は経常支出になるわけです。でも、その中において今回から防衛の基金をそれに充てることができるわけです。防衛の基金から、その学校の経常支出をすることで経常支出に入らないというこの、何というかテクニックができるんです。だからそこにおいて、中川議員の質問ですけれども、防衛のお金は経常収入に入りません。入らなくても事業できるということだと御理解していただきたい。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） いや、防衛の予算は目的の予算であります。防衛予算が私たちの報酬やら職員の給料になるわけじゃないですよ、もう目的予算ですから。いやいや、いいです、はい。いえ、そういう部分を含めて経常収支比率というのはどのような形で使っていくかと、やわらかさがあるかという部分の率なんで、そういう捉え方をしていきよるといづれ大変なことになるんじゃないかなというふうに思っております。

それなら、これからお話ししますけれども、若干私は町長の考え方というのは整合性がないというふうに思っております。総務課長にちょっとお聞きしたいんですが、経常収支比率に対しての問題だけじゃないんですが、今町長が言われるようにそういう経常的経費というのはもう一般的な部分の支出の部分でありますので、そういう捉え方をしていたらいずれ玖珠町が破産するんじゃないかなというふうに思っております。ちょっとその辺、総務課長、今町長の答弁が正しいのかというのはなかなか難しいとは思いますが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 経常収支比率そのものの算定に当たっては、確かに分母の中には入ってまいりません。ただ、経常収支比率が例えば100%になった場合、経常的な収入が全て経常的な経費に充てられるということで、いわゆるまちづくり予算がないじゃないかと、そういうふうなことにはあるわけなんですけれども、経常収支比率の算定に当たっては、例えば自主財源の中でも地方税収、こういったものにつきましては100%の算入をいたしません。例えば、10億円の税収がある場合にはそのうちの75%のみを経常収支比率の算定に使用しますので、残りの25%は留保財源ということになります。したがって、10億円の税収の場合であれば2億5,000万円は経常収支比率が100%であってもまちづくり予算に使えるということになります。

お尋ねの特定防衛交付金、これにつきまして、実はこの交付金につきましては、通常の補助金ですと、例えば農林水産省の管轄の補助金は農林水産事業のみにしか使えない。また、国土交通省の補助金につきましても同じく、しかも非常に狭く限られます。ところが、特防交付金につきましてはその目的からして、これというものがなかなか限定されておりませんで、逆に玖珠町にとりましては農業施設に使えたり、あるいは建設課の事業に使えたり、あるいはまた教育予算に使えたり、そういった面で非常に幅広く使えるという点がございます。この点につきましては、経常収支比率に反映はされませんが、非常に玖珠町といたしましては、まちづくりの予算に有効に活用できる補助金といえますか、国からの交付金であると、そういうふうに捉えております。

町長が先ほどお答えいたしました点も、経常収支比率の中に反映されないけれども珍珠町としていろんな事業に取り組める予算であると、そういうふうな答弁だったというふうに御理解をお願いしたいと思います。

〔「関連、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 職員の人件費には利用できませんけれども、教育費の支援員なんかは基金から出すことができるということなんです。それとあと、福祉とかも医療費の無料とかそういう経常的な支出の中にその防衛のお金を利用できると。3年ぐらい前からソフトで利用できるようになって利用勝手が非常にいいです。ただ、これは半永久的に来るとは思いますけれども、これはわかりません。基地がなくなるとか駐屯地がなくなるとか。それは半永久的に来るとは思いますけれども、そういう状況でございます。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） ここでちょっと時間をとるわけにはいかないので。

執行部が作成しております中期財政収支の試算であります。これを見させていただきました。総務課長のお話では、25%ぐらい留保していますよという部分でありますので心配はないというふうに思っていますが、平成28年度は96%、平成29年度は97.9%、平成30年度は99.5%、平成31年度は100%という試算をしております。32年度以降は100%下るようになっておりません。これから始まります、来年度から始まると思いますが、久留島武彦記念館の運営費やら機関庫公園の運営費、森まちなみ情報発信施設の運営費など、この収支算の中に入っているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） ただいま読み上げられた数字につきましては、平成26年度の財政収支というところでよろしいでしょうか。

○6番（中川英則君） いや、28年度からずっと見込みをしているじゃないですか、おたくの……。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 現在、財政担当のほうで作成しております中期財政収支につきましては、平成26年度の決算値をもとに見込んだ27年度以降の数値が直近のものでございまして、ですから、昨年のごろ収支の決算が終わった後作成に入りましたものでございますので、長期的な中に具体的には久留島武彦記念館運営費につきましては入っていないというふうに考えております。入っておりません。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 31年度、100%という試算を出しておるわけですが、留保があるから大丈夫ですよという部分かもしれませんが、こういう博物館や機関庫、森まちなみ情報発信施設の部分が入っていないということは、試算しなければわからないとは思いますが、今の試算の中で悪化が早くなるというふうな捉え方をしてよろしいわけでしょうか。ちょっと。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） まず、その運営管理費なんですけれども、それにつきましてちょっと御参考までにお聞きしていただきたいんですけれども、今、町が経営しているというB&G、総合運動公園、メルヘン運動公園、久留島武彦研究所、久留島記念館、中央公民館、わらべの館、こういう直営のところはトータル2億3,000万円ぐらいかかっている。これは、これともう一つ、今、今度もう一つ指定管理したですね、宇戸の七福堂、立羽田、童話の里くす、カウベルランド、いこいの森、三日月の滝、これは27年度は維持管理費が700万円。だから根本的には今後その指定管理するには重要な課題で、このわらべの館だとか中央公民館につきましてはこれだけ、相当人件費だけで1億円ぐらいかかっている。ここをどういうふうに指定管理していくかとかそういう課題を考えれば、そして新たにできる場合は基本的には指定管理すれば大きな経費はかからないというふうに見ております。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 今言いましたように、そういう分についてはもう、財政的な部分に対してはもう大丈夫というふうな捉え方でよろしいわけでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 一番財政的な……あるのは人件費なんです、経常収支比率で一番低いのは人件費。ここは、今のところで私の考えでは、退職不補充でやれば一番いいんですけれども、今の役場で人事構成を見ますともう30歳代以下の人が非常に少ない状況になっている。これが10年後、15年後になるとそういう人たちが一番この玖珠町の中堅どころになる、まあ15年後ぐらい。そのとき、もう人が少ないから今役場の人が1人、2人やめても4人、5人採用しているのが現状なんです。これはもうしょうがない。でもいずれは、この今この財政収支計画、平成37年では役場の職員全然減らさないという計画の中でやっていますから、これは先ほど言われた人員構成で31年のときに100%になる、役場の職員は全然あたらぬという構成でいっています。

でも、いずれ人事構成がびしゃっとなってくれば、玖珠町の住民も減っていく中において、どういう行政サービスをするのか、適正役場の職員と考えなきゃいけないということです。そこは、常に入りと出、そしてただ経常収支比率だけ意識して住民サービスを無視するとか、有能な人材を採用しないとか、これはできないと。いかに、役場の重要なところは住民の皆さんにどういうサービスをするかとそこが課題というふうに思っております。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 私は、一つ心配しているのは経常収支比率の改善とすれば交付税や住民税などが大きく伸びれば改善するというふうに思いますが、国も、先ほど言われておりましたように1,000兆円を超える借金、所得も大きくふえる要因がない中での収入増は非常に厳しいものがあるというふうに考えております。過去、議会の中でこのような質問があっております。中学校7校が1校に統合したときには、交付税はふえるのかという質問がありました。当時の町長は、交付税は減るというふうに思いますというような回答をしておりました。

そのような将来構造を踏まえた中の、今町長が言われている答弁なのか、ちょっとまた再度お話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 基本的には、多分交付税の算定に学校数とか入っていると思いますので、減るんじゃないかと思います。ただ、一時的にスクールバスが7台か8台交付しないと、それは一時的にふえます。でもトータル的に現状より学校数が7校から1校になるんだったら、多分交付税はそれは減ると思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 公共施設に関する交付税の算定でございますけれども、学校の数が減る、児童数の減にもよりますけれども、それによっては確かに基準財政需要額というかかる経費の見込みは減ります。しかしながら、今度は逆に、町としては払わなければいけない経費、例えば学校維持に関する物件費、それから町が雇っている臨時の方などの人件費じゃないんですけれども、臨時の方の賃金につきましては物件費に算入されるんですが、そういう支出の面も減りますので、入も減るけれども出も減ると、そういったことで一概に学校数の減によって入が減るから自動的に経常収支比率が悪化すると、そういうことでもございません。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 町長や総務課長の答弁では、これからも財政的には大丈夫ですよという捉え方ではないかなというふうに思っています。非常に今、経常収支比率が100%を超えていく中でこれからは大きな事業が展開するわけでありまして。中島橋のかけかえや、言いましたように中学校の統合が続くわけでありまして。

私一人の考えかも知れませんが、町長の答弁を聞くと安心するわけですが、財政が悪化すればどうしても弱者と言われる高齢者や子供たちの援助、支援がどうしても切られていくというふうになっていくというふうに思っています。

玖珠町の財政健全化判断比率は、健全となっておりますので、安心しておりますけれども、まさかではあります、財政健全化団体になるということはもう絶対ないというふうに言えるのでしょうか、それとも今のような状況で経常収支比率が100%を超える中で、国や県の指導が入るということは考えなくてよろしいのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 中期財政収支につきましては、毎年度1年間の決算をまとめて向こう10年間を見通してローリングといいますか見直しをかけてまいります。その中で、今後想定される大きな事業、議員おっしゃるとおり中学校ですとかあるいは中島橋、こういったことも想定しながら財源の中身もきちんと精査しまして計上していきたいというふうに思っております。

それから、この数値だけで、先ほどの答弁に対してこれから先も大丈夫ですよと、そういうふうということでございますけれども、私たちの使命につきましては、こういう今年の今ごろの中期財政

見通しが出了場合、さらに今度ことしました新たなものが出ますけれども、そういったものについて、こういった数値にならないように最大限の努力をしていくと、それが使命だと思っております。そのためには、当然歳入の構造の見直しもごさいますし、あるいは歳出の切り詰め、経費の節約、そういったことをやっていくことは重要だと思っております。また、それをやっていく中で、今後新たな行財政改革プランを策定いたしまして、その中できちんと、少なくとも向こう5年間、中期的には10年間の目標を立てまして財政の健全化、こちらのほうに努めてまいりたいと、そういうように思っております。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 総務課長の言葉を信じたいというふうに思っております。昔、北海道の夕張市が財政再建団体になりました。今、総務課長の言葉では大丈夫ということではありますが、財政が悪化しますと先輩諸氏が作り上げました玖珠町総合計画というのがきちっとあります。今現在は、第5次総合計画の中で動いているというふうに信じておりますが、そういうのがこういう総合計画に沿った事業ができなくなっていくという心配の声が聞かれるわけであります。

私たち、多くの先輩町民の方々、この玖珠町で一生暮らしていくわけでありまして、税金が上がったり福祉政策ができなくなるとなれば非常に困るわけでありまして、そのようなことにならないと、再度言いますが町長のほうにお聞きしたいというふうに思います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） きょうかきのうかおとといの日本経済新聞に、まさに夕張市の記事が出ています。これは全国でそういう記事になったのは夕張市だけです。ほかのところも今財政を非常に健全化していると、ほかの地区はないということで、多分玖珠町はそういうことはあり得ることはないと思います。

ただ、人口減少の中においてこの経常収支比率を意識しながら住民サービスを低下するということはできません。そこの兼ね合いを見ながら、やはりこの玖珠町で住んでいただいでよかつたというような政策をしていくのが行政の責任であるし、今後そのようなことをやっていくということを、多分全てのものに100%絶対ということはございませぬけれども、非常に高い確率でこの玖珠町は持続可能な半永久的に継続していく町になるというふうに思っております。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 私たちもちょっと研究しながら、町長のお言葉を信じたいというふうに思います。どちらにしても、総務課長を初め財政担当の職員は相当苦勞しているのではないかと推測しているところであります。ぜひ、財政の健全化団体にならないよう運営をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目の質問に入らせていただきます。

玖珠町道の駅童話の里くす、一般社団法人くすみちのことについてであります。

玖珠町道の駅童話の里くすは、一般社団法人を平成24年3月1日に取得し一般社団法人くすみちと

いうふうになって運営をしております。直営から民間へと移行し、玖珠町の指定管理を受ける中で運営をしているわけであります。組織内容を見ますと、くすみちの組織は直営の体制をそのまま移行しているのではないかというふうに考えているところであります。

過去、執行部の答弁の中で玖珠町道の駅童話の里くすが法人を取得したときに、理事長を引き、独立した組織体制の中で運営をしていく旨の発言がされておりました。議会運営委員会の中でも質疑をされていまして、議案質疑の中でも組織体制の質問が出ておりました。平成24年3月1日に一般社団法人くすみちを取得して4年が過ぎております。今回の上程議案の参考資料52ページに、組織が掲載をされております。最高意思決定機関が町長、副町長、商工会長。幹事は玖珠町監査委員。理事会は理事長が町長、副理事長が副町長、理事が商工会会長、総務課長、まちづくり推進課長、商工観光振興課長、農林業推進課長。業務執行理事として道の駅支配人が、幹事として玖珠町監査委員が2名となっております。

この、くすみちが法人を取得したときに理事長を引くという発言をされていたわけでありますが、過去の答弁を変える要因がまだあるのかという部分をちょっと町長にお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） まず、この道の駅のコセプトは何かということなんです。まず一番、道の駅のコセプトは、安全で安心でよい品物をお客様に提供する、これが第一です。その中で、その次はよいサービスを提供するという、これは第一です。その中に、基本的には玖珠町でできるもの、どこのものでも持ってきていいということではなくて、玖珠町でできるものを基本にしています。その中に、出荷者の利益をいかに確保するかということがこの道の駅のコセプトであります。

そして、27年度の売り上げを見ますと約3億800万円の売り上げがあります。そのうちの73%、2億2,400万円が直売、いわゆる出荷数の利益です。そのうち手数料が17%から20%、平均20%としますと1億8,000万円ぐらい出荷者の皆さんに入っているということ。もう一つは雇用の確保です、この道の駅のコセプト。今、駅長以下社員4名、契約社員18名、パート13名、36名雇用しています。約6,500万円ぐらい支出。その上に、利益を追求するというシステムをとります。

ただ、利益をですね……非常に道の駅、お客様も出荷者の皆さんもいいし、場所が全てじゃないですけれども、インターネットを介するんで場所も必要な維持とか、そんな中において、利益を追求すれば非常に利益追求。そうすると、住民の皆さんのためにならないから。そういう意味では第三者の利益至上主義の方にするより、やはり住民の雇用の確保、出荷者の利益を守ろうということになれば今の状況でもいいんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） すみません。答えを、回答は、言いましたように4年前に社団法人を取得したときに組織体制を変えるという発言がありました。それを、答弁を変える要因があるかという部分は。そのまま継続していく要因があるのかということをお聞きしているんですけれども。一般社団法人は利益を追求するものじゃなくしてということはちゃんと書かれていますよね、一般社団

法人とか公益法人についてはそういうものがあるわけです。今、組織のことを言っているわけです。町長がまだ理事長としていなければならない理由が何かあるんですかと言っているわけです。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） いや、特になんていっていいんですけれども、今の体制で非常にうまくいっているんですから、その状況でいってもいいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 一つひっかかっておるのは、公務員の副業であります。一般社団法人は一応民間企業であります。総務課長やまちづくり推進課長、商工観光振興課長、農林業振興課長が民間企業の理事として入っております。地公法第38条では、営利企業への従事等の制限というのがありますが、町長が認めれば別に違法ではないわけであります。

しかし、副業の禁止の三原則にこのようなことが書かれております。国家公務員法の第99条に信用失墜の行為の禁止と、本人はもちろん、所属する職場、公務員自体のイメージを壊さない、信用をなくさないためというのが1つであります。同法の第100条に守秘義務というのがあります。本業の秘密が副業を通して外部に漏れないようにするためというのが第100条であります。同法第101条に、職務専念の義務というのがあります。精神的・肉体的な疲労などにより本業に支障が出ないようにするためという部分のこの3つがあります。

一応、道の駅は民間企業であります。現在、黒字が出ておりますので問題はそうないというふうには思いますけれども、赤字とかが出てきた場合のことや何かトラブルが起きたときのことを考えれば、理事として入っている職員に対して厳しい問題が出てこないとは言えないというふうに私自身は思っております。

また、近ごろ私の耳に聞こえてくるのは、出荷者からかなり不満の声を聞くようになっております。直営がそのものくすみちになっております。私は見直しが必要ではないかというふうに思っています。新たな理事会には、農業、商業で生産、加工として頑張っている代表の方々を積極的に登用し、活性化させる必要があるのではないかというふうに考えております。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） そうですね。理事会におきましては、今民間の方は観光協会と商工会が入っております。そしてあと、やっぱり民間の意見を聞くということで、地域連絡会というのがありまして、それで民間の人の意見を聞かせていただいて運営に心がけて。理事の中に入れる一番いい方法になって、今後の理事会に生産者の方とか出荷組合の方等、そういうことを、それは考える、検討の余地が十分あるかと。

やはり、この道の駅というのは玖珠町の情報の発信の基地であるし、数ある出荷者のためにいかに設けるシステムにするかということの中において、やはり一番いい方法として検討の余地があるんじゃないかと思っております。

○議 長（秦 時雄君） 6 番中川英則君。

○6 番（中川英則君） ぜひ、道の駅を活性化させる方向で御努力をお願い申し上げたいと思います。最後の質問に入らせていただきます。

道の駅の運営の中で、町民の方から電話や投書があります。今回、議案第75号に対して、玖珠町道の駅慈恩の滝くす一般社団法人くすみちに指定管理するという議案にも若干関係あるのかなというふうに思っております。このような電話や投書は、ここにおられる議員の方々にもあったのではないかというふうに思っているところでもあります。

町長はコンプライアンスを重んじる方でありますから、このようなことはないというふうに思っておりますが、道の駅童話の里くすの食堂に飾っています絵を見てくださいと言われました。半信半疑で道の駅に行きますと、確かに大きな絵が飾られておりました。すばらしい絵であります。電話や投書の内容では、朝倉町長から道の駅に電話をし、「現金ですぐに49万円を町長室に持ってこい」と言われたとの内容であります。職員の方が「何のお金ですか」と聞くと、「いいから現金で49万円を持ってくればいい」と言われ、職員の方は慌ててすぐに49万円を用意して町長室に持って行ったとの内容でありました。

町長、そのようなことを命令したのか、町長室で49万円の受け渡しを行ったのか、そのことは事実なのかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議 長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 49万円持ってこいというのは、これは正直申しますと、これは50万円で私、正直買いました。これは機関庫活性のために役場が買うべきものだと思って買ったところ、役場は買うお金がないということで、私が買わせていただきました。そしてその中で、50万円で買った絵のお金なんです。49万円を、やはり道の駅は観光のいわゆる拠点であります、情報発信の基地あります。そして、豊後森機関庫という宣伝になりますから、その理事会を含め合意のもとあの絵を道の駅で買うと、そして道の駅の設備投資とかそういうものだったらお金がかかる、いわゆる町のあれにするんですけれども、動産等、動産とかそういうものは、道の駅の貸借対照表上の財産としてなる。それを、私はちょっと50万円で買って50万円で売るということは問題ですから、これは1万円、自分は身を切って、そして玖珠町の道の駅として機関庫を宣伝するというので、今後、やはり道の駅としてそういう観光になるものがあればどんどん買って行って、それは当然個人的にはできませんから理事会なり委員会決めて、そしていわゆる理事会でなくても執行部で決めて、道の駅駅長と決めて今後やはりいい観光拠点にしていこうと考えていきたいというふうに考えています。

そして、持ってこいとかそういうことは言っていないです。受け渡しは、正々堂々とやらせていただいています。

○議 長（秦 時雄君） 6 番中川英則君。

○6 番（中川英則君） 49万円をどこで受け渡したかというのはお聞きしていないんですが、町長室に持ってきたわけですか。

- 議 長（秦 時雄君） 朝倉町長。
- 町 長（朝倉浩平君） 町長室で間違いないと思う。そして……間違いないと思います。
- 議 長（秦 時雄君） 6番中川英則君。
- 6 番（中川英則君） 49万円の受け渡しをしたわけでありますから、領収書を切ったというふうに
思います。町長の名前で切られたのかちょっとお聞きしたい。
- 議 長（秦 時雄君） 朝倉町長。
- 町 長（朝倉浩平君） これは、私の名前で買ったんじゃないんです。家内の名前で買っています。
家内の名前で領収書をいただいています。それを、そこで私は家内と……え……とにかく49万円をも
らったのは間違いないです。50万円で買って、1万円損した状況になりますけれども、家内の名前で
領収書を切られて家内のほうに渡しているという状況でございます。
- 議 長（秦 時雄君） 6番中川英則君。
- 6 番（中川英則君） 私もすばらしい絵だというふうに思いまして、この絵はどなたが購入しまし
たかとお聞きしました。朝倉由美子様から購入しましたというお答えでありました。町長の言ったと
おりであります。これ、町長の奥様が個人的に所有という形になりますよね、そうなる。
- 議 長（秦 時雄君） 朝倉町長。
- 町 長（朝倉浩平君） そういうことでしょうか。
- 議 長（秦 時雄君） 6番中川英則君。
- 6 番（中川英則君） 私、このくすみちのシステムというのはよくわからないんですが、普通役場
であれば、本当にその絵が必要であれば職員が起案し、上司の決裁を受ける中で購入し、その会社
に対して銀行振り込み等をするのが普通であります。私は、町長室で49万円のやりとりとか考えられ
ない部分であります。奥様が持っていたものを、町長が道の駅に買わせるということになっているわ
けであります。私は、これは地位利用したというふうに思うわけであります。極端に言えば、町長の家
で不必要なものを地位利用して道の駅に買わせたという捉え方になるというふうに思っています。そ
の辺はどうでしょうか。
- 議 長（秦 時雄君） 朝倉町長。
- 町 長（朝倉浩平君） 私はそういうふうに思っていないけれども、それにつきましてどういうふ
うに判断して、私はそういうふうに思っていない。ただ事実、一応メンバーでこれは買うべきか買
わないか、総務課長も前道の駅にいましたから、買えるかどうかいろいろ検討した結果買えるとい
うことで。そして、これはもう本当、中川議員もおっしゃられたようにすばらしい絵でございますか
ら、観光に、機関庫の宣伝になるということです。そこで、私は個人的じゃなくて同意のもとでやら
せていただいています。そこが地位利用になるかどうか、私の判断はわかりません。
- 議 長（秦 時雄君） 6番中川英則君。
- 6 番（中川英則君） これは、町長が領収書、奥さんが切られたのか町長が切られたのかよくわか
りませんが、やはり少しこれは問題があるのではなかろうかというふうに思っています。町長の奥さ

んのを、50万円で買ったものを49万円で売ったからいいという部分でもないし、奥さんの名前で領収書を切っているわけですから、奥さんの持っているものを町長室に49万円を持ってこさせてそして道の駅に買わせるというのは、私はこれは今までない倫理の道に外れているんじゃないかなというふうに思っております。

普通、先ほど言いましたように、下から上がってくる部分はいいんですが、町長の地位を利用して町長室に49万円を持ってこさせ、もしかしたらこれは誰もわからないことでもありますから、町長の家では不要なものを道の駅に売ったということも考えられるわけです。

これから、道の駅の監査委員さんは町の監査委員さんになっています、議会からも出ております。その辺も、本当に奥様の字なのか、領収書はどうなのか、領収書は公文書になるかわかりませんが、そういうものであれば偽造的な部分も含めてやはりもうちょっときちっと調べていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

人によっては、権力を集中することで大きな力となるわけでありまして。よりよい運営ができるというふうに思っておりますが、議員の皆様は町民からの不満を多く聞く中で、議会運営委員会や議案質疑の中で組織の問題、今のくすみちの運営の理事会等の問題等を問うているのではなかろうかというふうに思っております。

議会も、この辺について少し議論を重ねていかなければいけないかなというふうに思っております。そういう部分を含めて、以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす21日から23日までの3日間は、議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす21日から23日までの3日間は、議案考察のため休会、24日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後1時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月20日

玖珠町議会 議長 秦 時 雄

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 忠 明